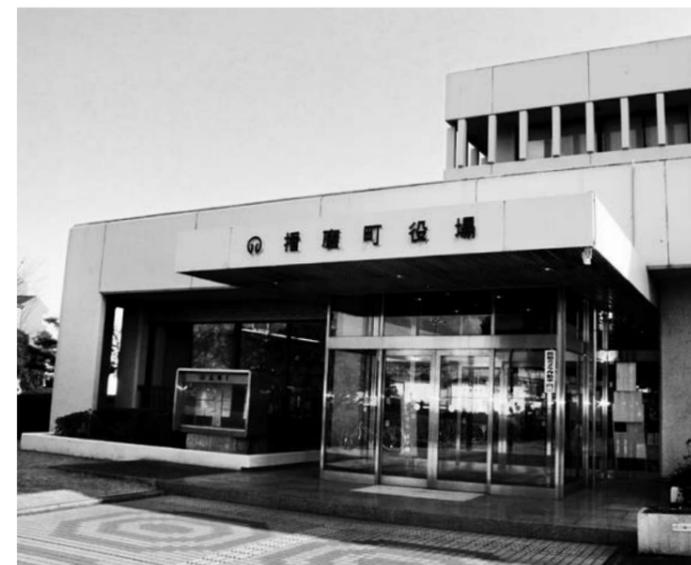


町の職員数や給与の状況を お知らせします

職員数や給与の状況を住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。
なお、このページでは平成22年度の内容を中心にお知らせします。

▼問合せ 総務グループ ☎079(435)0357



●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成23年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	258,200円	295,500円	327,000円
高校卒	220,300円	265,700円	302,500円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加工した年数をいいます。

●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く) (平成22年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給年額
扶養手当	86人	21,386千円	248,678円
地域手当	165人	21,407千円	129,739円
住居手当	103人	7,300千円	70,873円
通勤手当	143人	7,855千円	54,929円
管理職手当	53人	37,488千円	707,321円
時間外勤務手当	112人	28,449千円	254,013円
期末・勤勉手当(年間3.95月分)	165人	242,398千円	1,469,076円

※支給者数は平成22年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

●特別職の報酬などの状況 (平成23年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額 (減額前の金額)	期末手当 (22年度支給割合)	22年度総支給額
町長	828,000円(920,000円)	3.9月分	13,684,120円
副町長	706,800円(760,000円)	3.9月分	11,632,172円
教育長	669,750円(705,000円)	3.9月分	11,034,726円

④職員の任免及び職員数に関する状況 (平成22年4月1日から平成23年3月31日)

(1) 職員の競争試験の状況

一般行政職、幼稚園教諭の採用試験を実施しました。

(2) 職員の採用の状況

一般行政職の職員として、5人(男1人、女4人)、幼稚園教諭として、1人(女1人)を平成22年4月1日付で採用しました。

(3) 職員の退職の状況 (平成22年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	4人
勲奨退職	1人
合計	5人

(4) 行政職の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	8人	5.5%
2級	主事	8人	5.5%
3級	主査	46人	31.3%
4級	リーダー補佐・主任	34人	23.1%
5級	リーダー	33人	22.4%
6級	統括	14人	9.5%
7級	理事	4人	2.7%
計		147人	100%

※職員数の中に教育長、教育職給料表適用者(5人)、技能労務職給料表適用者(21人)は、含みません。

④職員の勤務時間等の状況 (平成22年4月1日現在)

(1) 勤務時間

職員の基本的な勤務時間

※勤務場所により時間が異なります。

項目	内容
職員の勤務時間	8:30~17:15(1日7時間45分、1週間当り38時間45分)
休憩時間	12:00~13:00(60分)

(2) 職員が取得できる休暇等

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引等)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、平成22年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	11.5日

④職員の給与の状況

●人件費の状況 (普通会計決算) (平成22年度)

住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)	(参考) 21年度の 人件費率
33,948人	9,799,205千円	817,840千円	1,551,456千円	15.8%	17.1%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含まれます。

●職員給与費の状況 (普通会計決算) (平成22年度)

職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
152人	599,605千円	120,689千円	221,411千円	941,705千円	6,195千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.3歳	345,639円	416,366円
技能労務職	49.0歳	308,868円	347,098円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、教育職などを除いた職員です。
「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

●一般行政職の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	播磨町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大学卒	178,800円	190,300円	172,200円	184,200円
高校卒	149,800円	160,200円	140,100円	148,500円

住民意識アンケート調査結果報告

～運動・スポーツに関する意識調査～

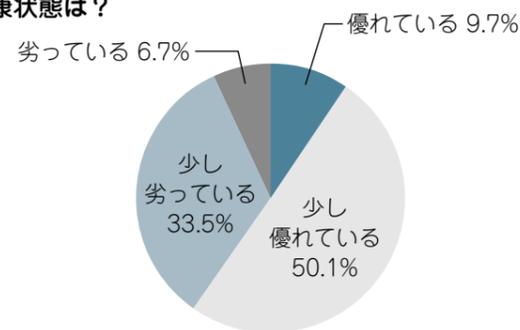
▶問合せ 企画グループ ☎079(435)0356 生涯学習グループ ☎079(435)0565

播磨町では、「住民参加のまちづくり」をより一層進めるため、皆さまからご意見やご提言をいただき町政モニター事業を行っています。今回は、生涯スポーツ社会の確立に向けて、将来を見据えたスポーツ振興の新たな方向性を検討し、「播磨町スポーツ推進計画（仮称）」を策定するうえでの基礎資料を得るため、住民の皆さまの運動・スポーツに関する意識や実施状況などについて住民意識アンケート調査を実施しました。

播磨町在住の20歳以上80歳未満の方の中から無作為に抽出した1,500の方に送付し、579人の方からの回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。アンケート調査の結果から一部を抜粋してお知らせいたします。なお、町ホームページでも調査結果を公表しています。

あなたの健康・体力観についておたずねします

Q1. 同じ年齢の同性の人と比較した場合、あなたの健康状態は？

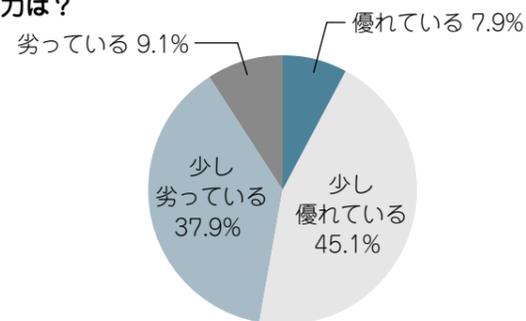


健康状態・体力の自己評価について、**Q1. 同じ年齢の同性の人と比較して健康状態が優れている人**（「優れている」と「少し優れている」）は59.8%と約6割である。

Q2. 同じ年齢の同性の人と比較して体力が優れている人（「優れている」と「少し優れている」）は53%と約半数である。健康や体力について感じる事（複数回答）については、「運動不足」が最も多く、以下「体力の衰え」、「精神的疲労やストレス」となっている。

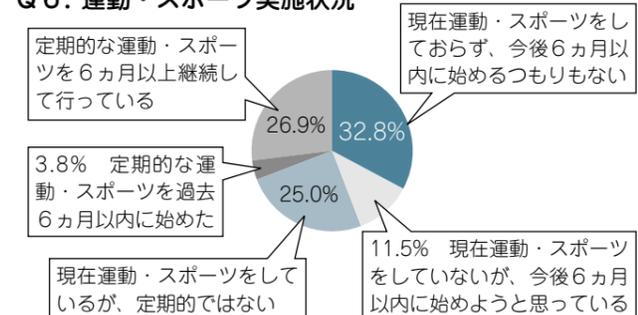
健康や体力への配慮において、「常に注意を払っている」26.5%、「時々注意を払っている」50.5%で、約8割の人が注意を払っていることがうかがえる。また**Q5. 健康や体力維持のために心がけていること**については、第1位「食生活に気をつける」、以下「睡眠や休養をしっかりとる」、「規則正しい生活をする」、「運動やスポーツをする」の順である。

Q2. 同じ年齢の同性の人と比較した場合、あなたの体力は？

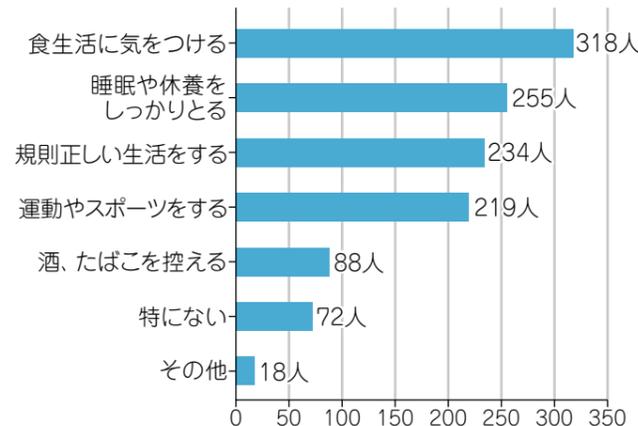


Q6. 運動・スポーツ実施状況において、「現在運動・スポーツをしておらず、今後6ヵ月以内に始めるつもりもない」と回答した人の割合は32.8%と最も高い。しかし、「定期的な運動・スポーツを6ヵ月以上継続して行っている」が26.9%、「定期的な運動・スポーツを過去6ヵ月以内に始めた」が3.8%、「現在運動・スポーツをしているが、定期的ではない」が25.0%と、55.7%の人が何らかの運動・スポーツを実施していることがうかがえる。

Q6. 運動・スポーツ実施状況



Q5. 健康や体力維持のために心がけていること



町の職員数や給与の状況をお知らせします

①職員の分限及び懲戒処分の状況

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、休職、降任、降給の4つの種類があります。平成22年度は、心身の故障のため長期の療養を要するとして2件の休職処分を行いました。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追究して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。平成22年度は、該当事例がありませんでした。

②職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。

ア 派遣研修 のべ参加人数76人 のべ参加日数196日

イ 内部研修 のべ参加人数314人 のべ実施日数9日

(2) 勤務成績の評定

職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正を公正に判断することを目的として勤務成績の評定を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

平成22年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
平成22年10月（4月から9月までの状況）	全職員
平成23年4月（10月から3月までの状況）	全職員



③職員の福利厚生と利益の保護の状況

●福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合 兵庫県支部	
互助会制度	兵庫県町村職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として平成22年度では職員定期健康診断、置き薬の設置を行いました。

●公務災害関係（労働災害に相当するもの）

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷等または死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族等に対する必要な補償等を、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

平成22年度では、公務災害として認定された事案が3件ありました。

●利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。

平成22年度では、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。

平成22年度では、不服申立はありませんでした。